究

以下を無線通信局長に指示し、

ITU-R 研究の結果に関し、WRC-19 に報告すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-R に寄与文書を提出することにより、これらの研究に積極的に参加すること。

追　　決議第 163(WRC-15)　第一地域及び第二地域の一部の国における放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.75GHz の周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の導入

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　13-17GHz の周波数範囲において、特に地球から宇宙方向の衛星通信業務の需要があること。

b)　この需要の一部は、その使用において付録第 30A 号のプラン及びリストに従うことを条件とすることなしに、14.5-14.8GHz の周波数帯で運用する地球局によって満たせる可能性があること。

c)　付録第 30A 号のプラン及びリストに従うことを条件とする割当ての保護と将来の使用を確保するため、一定の制約が必要となるであろうこと。

d)　この周波数帯が分配されている現行及び将来の他の業務の保護を確保するため、地球局は一定の技術的及び運用上の制約のもとに運用することが必要であろうこと（第 5.509B 号、第 5.509C 号、第 5.509D 号、第 5.509E 号 及び 第 5.509F 号参照）。

e)　一部の主管庁は、その領土においてこの周波数帯が将来どのように使用されるか確定できる立場にない可能性があること。

以下を決議する。

放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の第一地域及び第二地域における 14.5-14.75GHz の周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局は、以下の国々においてのみ運用するものとすること：アルジェリア、サウジアラビア、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キューバ、エジプト、エルサルバドル、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ニカラグア、ノルウェー、オマーン、ウズベキスタン、カタール、キルギス、スーダン、トルコ、ウルグアイ及びベネズエラ。かかる運用は第 5.509B 号、第 5.509C 号、第 5.509D 号、第 5.509E 号 及び 第 5.509F 号に記された技術的及び運用上の制約に従うことを条件とする。

追　　決議第 164(WRC-15)　第三地域の一部の国における放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.8GHz の周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の導入

世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　13-17GHz の周波数範囲において、特に地球から宇宙方向の衛星通信業務の需要があること。

b)　この需要の一部は、その使用において付録第 30A 号のプラン及びリストに従うことを条件とすることなしに、14.5-14.8GHz の周波数帯で運用する地球局によって満たせる可能性があること。

c)　付録第 30A 号のプラン及びリストに従うことを条件とする割当ての保護及び将来の使用を確保するため、一定の制約が必要となるであろうこと。

d)　この帯域が分配される現行及び将来のほかの業務の保護を確保するため、地球局は一定の技術的及び運用上の制約のもとに運用することが必要であろうこと（第 5.509B 号、第 5.509C 号、第 5.509D 号、第 5.509E 号 及び 第 5.509F 号参照）。

e)　一部の主管庁は、その領土においてこの周波数帯が将来どのように使用されるか確定できる立場にない可能性があること。

以下を決議する。

放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の第三地域における 14.5-14.8GHz の周波数帯における固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局は、以下の国々においてのみ運用するものとすること：オーストラリア、カンボジア、中華人民共和国、日本、ラオス、パキスタン、パプアニューギニア、タイ及びベトナム。かかる運用は第 5.509B 号、第 5.509C 号、第 5.509D 号、第 5.509E 号 及び 第 5.509F 号に記された技術的及び運用上の制約に従うことを条件とする。

改　　決議第 205（WRC-15、改）　406-406.1MHz の周波数帯の移動衛星業務で運用するシステムの保護に関する決議

世界無線通信主管庁会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　世界無線通信主管庁会議（1979年ジュネーブ）は、406-406.1MHzの周波数帯を地球から宇宙への方向の移動衛星業務(MSS)に分配したこと。

b)　第5.266号の規定は、406-406.1MHzの周波数帯の使用を、小電力の衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）に制限していること。

c)　移動業務に関する世界無線通信主管庁会議（1983年ジュネーブ（WARC-MOB-83））は、無線通信規則に全世界的な遭難安全制度の導入及び開発のための規定を設けたこと。

d)　衛星EPIRBの使用は、この制度の不可欠な要素であること。

e)　遭難安全制度のために留保する周波数帯と同様に、406-406.1MHzの周波数帯は、全ての有害な混信から完全に保護を受ける権利があること。

f)　第5.267号及び第4.22号並びに付録第15号（表15-2）は、下側隣接周波数帯及び上側隣接周波数帯で運用するシステムを含むシステムの全ての発射から406-406.1MHzの周波数帯域内のMSSを保護することを要求していること。

g)　ITU-R勧告M.1478は、406-406.1MHzの周波数帯において、帯域外の広帯域発射及び狭帯域スプリアス発射からEPIRB信号を受信する種々の型の衛星搭載機器を保護するための要求事項を提供していること。

h)　ITU-R報告M.2359は、MSSと、390-406MHz及び406.1-420MHzの周波数帯において、又はこれらの周波数帯の異なる部分において、運用している他の関連する能動業務との間の様々なシナリオを包含する研究結果を提供していること。

i)　406-406.1MHzの周波数帯外の業務からの不要発射は、406-406.1MHzの周波数帯域内のMSS受信機に対し混信を生じる可能性があること。

j)　406-406.1MHzの周波数帯でMSSとして運用しているCospas-Sarsat衛星システムの有害な混信に対する長期的保護は、緊急業務の対応時間にとって極めて重要であること。

k)　大部分の場合において、Cospas-Sarsatが使用している周波数帯に隣接する、又は近傍の周波数帯は、それらの周波数帯に分配されている業務による様々なアプリケーションの使用を継続するであろうこと。

以下を更に考慮し、

a)　一部の主管庁は、警報機能を備え、かつ、遭難事故の位置決定を支援するために406-406.1MHzの周波数帯で運用する実用的な低高度の極軌道衛星通信（Cospas-Sarsat）の開発及び運用を初めに実施したこと。

b)　何千もの人命が、最初は121.5MHz及び243MHzにおいて、引き続いて406-406.1MHzの周波数帯において衛星搭載遭難ビーコンの検出機器を使用して救出されたこと。

c)　406MHz遭難信号の送信は、静止軌道衛星、地球低軌道衛星及び地球中軌道衛星に搭載される多くの機器によって中継されること。

d)　これらの発射のデジタル処理は、遭難における捜索及び救助当局の支援要員を助けるた